

佐賀大学医学部講座主任の選出に関する申合せ

(平成16年4月21日教授会決定)

- 1 佐賀大学医学部規則(平成16年4月1日制定)第3条に規定する講座主任について、2人以上の教授が置かれる大講座の講座主任は、当該講座に属する教授及び准教授の投票により当該講座の教授の中から候補者を選出し、医学部長に推薦するものとする。
- 2 講座主任が欠員になった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 記

この申合せは平成16年4月1日から実施する。

附 記(平成19年3月8日改正)

この申合せは平成19年4月1日から実施する。